

# 経 済 産 業 省

平成 13・05・09 製第 9 号  
平成 13 年 10 月 5 日  
(改正) 平成 16・09・24 総第 2 号  
平成 16 年 10 月 1 日

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 中川 昭一

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び同法第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

## 第 1 申請に対する処分に係る審査基準

(1) 第 4 条第 1 項の規定による振興計画の認定及び第 5 条第 1 項の規定による振興計画の変更の認定

第 4 条第 1 項の規定による振興計画の認定及び第 5 条第 1 項の規定による振興計画の変更の認定に係る審査基準は、伝統的工芸品産業振興事業実施要領（平成 13 年 8 月 7 日付け平成 13・05・09 製局第 13 号。以下「実施要領」という。）Ⅱ．－4．－(1) 及び (2) のとおりとする。

(2) 第 7 条第 1 項の規定による共同振興計画の認定及び第 8 条第 1 項の規定による共同振興計画の変更の認定

第 7 条第 1 項の規定による共同振興計画の認定及び第 8 条第 1 項の規定による共同振興計画の変更の認定に係る審査基準は、実施要領Ⅲ．－4． のとおりとする。

(3) 第 9 条第 1 項の規定による活性化計画の認定及び第 10 条第 1 項の規定による活性化計画の変更の認定

第 9 条第 1 項の規定による活性化計画の認定及び第 10 条第 1 項の規定による活性化計画の変更の認定に係る審査基準は、実施要領Ⅳ．－4． のとおりとする。

(4) 第 11 条第 1 項の規定による連携活性化計画の認定及び第 12 条第 1 項の規定による連携活性化計画の変更の認定

第 11 条第 1 項の規定による連携活性化計画の認定及び第 12 条第 1 項の規定による連携活性化計画の変更の認定に係る審査基準は、実施要領Ⅴ．－4． のとおりとする。

(5) 第 13 条第 1 項の規定による支援計画の認定及び第 14 条第 1 項の規定による支援計画の変更の認定